

青森市急病センター条例の改正について

1 診断書料にかかる手数料の改定について

○ 改正理由

消費税及び地方消費税の税率の改定並びに平成10年以降据え置いていた料金の適正な設定に向け、見直しを行ったもの。

○ 改正内容

診断書名	内 容	改正後	改正前
普通診断書	医師名で病名や治療見込期間などを記載する文書	2,750 円	2,100 円
特別診断書	生命保険、共済など任意加入の保険金を受領するための診断書	6,600 円	5,250 円

※青森市内の自治体病院の料金と同じ

○ 施行期日 令和元年 10 月 1 日

2 位置および受付時間の改正について

○ 改正理由

青森市急病センターの移転に伴う位置の改定等所要の改正を行ったもの。

○ 改正内容

項目	改正後	改正前
位置	青森市中央1丁目22番5号 (青森市役所第三庁舎の住所)	青森市中央1丁目22番25号 (青森市急病センター棟の住所)
受付時間	<p>① 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、日曜日、1月2日、1月3日及び12月31日 ⇒正午～18:00 及び 19:00～23:00</p> <p>② ①以外の日（平日） ⇒ 19:00～23:00</p> <p>③ <u>市長は、疾病の発生状況、災害による被害の状況その他の状況を勘案して必要があると認めるときは、①②の受付時間を変更することができる</u></p>	<p>① 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、日曜日、1月2日、1月3日及び12月31日 ⇒正午～18:00 及び 19:00～23:00</p> <p>② ①以外の日（平日） ⇒ 19:00～23:00</p>

○ 施行期日 公布の日から起算して三月を越えない範囲内において規則で定める日